

自己情報の開示・訂正の請求

自己に関する情報については、本人に限り開示の請求をすることができます。

ただし、法令に規定のあるものや、本人に知らせることが適当でない認められるものは除きます。

また、開示された自己情報に誤りがある場合には、資料を添えてその情報を訂正するよう請求することができます。

出資法人等の財務情報

町が出資し、又は助成している団体や法人（出資法人等）の財務に関する情報は、実施機関が保有する情報と同じように開示の請求ができます。

出資法人等とは、町が資本金や基本金その他これに準ずるものを出資している公益法人、株式会社、有限会社のほか、町から補助金、助成金、交付金、負担金などを交付されている法人や団体をさします。

救済制度

請求した情報の開示が認められず、非開示又は部分開示の決定を受けた時に、その決定に不服がある場合は、決定の通知を受けた日から60日以内に実施機関に対し、不服の申立てをすることができます。

この場合、町長は速やかに「小竹町情報公開審査会」に対し諮問し、審査会は90日以内に町長に答申を行います。実施機関はこの答申に基づき、改めて開示又は非開示の決定を行います。

開示請求にかかる手数料

情報の閲覧については無料ですが、写しの作成（コピー）及び郵送については、有料です。（コピー代：白黒片面1枚10円）

●●●ご利用できる日時●●●

土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く
午前8時30分から午後5時まで

ご質問・お問い合わせ先

小竹町役場 総務課

TEL (09496) 2-1212 内線104、105
FAX (09496) 2-1140

公正で開かれた町政と町民参加のまちづくりのために 情報公開制度のご案内

平成13年4月1日施行

小竹町